

平成30年11月28日（水）

於・コープビル 6階会議室

# 太平洋広域漁業調整委員会

## 第27回太平洋南部会

### 議事録

1. 日時：平成30年11月28日（水）13：00～14：15

2. 場所：コープビル 6階会議室

3. 出席委員

【部会長】

学識経験者 北門 利英

【都道府県互選委員】

千葉県 塩野 健

神奈川県 宮川 均

静岡県 鈴木 精

愛知県 船越 茂雄

三重県 掛橋 武

和歌山県 木下 吉雄

高知県 木下 清

愛媛県 佐々木 護

宮崎県 中島 耕成

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 鈴木 宏彰

漁業者代表 清水 三千春

学識経験者 関 いずみ

学識経験者 花岡 和佳男

#### 4. 議 題

(1) 部会長等の互選について

(2) 広域魚種の資源管理について

1 太平洋南部キンメダイ

2 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種

3 伊勢湾・三河湾イカナゴ

(3) 伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について

(4) その他

午後 1時00分 開会

○事務局（岩本） それでは、定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第27回太平洋南部会を開催いたします。

私は、水産庁資源管理部管理課、資源管理推進室長の岩本と申します。よろしくお願いたします。

本日は、海区互選委員である東京都の有元委員、徳島海区の中野委員、大分海区の小野委員、大臣選任委員の福島委員が事情やむなくご欠席されております。委員定数18名のうち定足数である過半数を満たす14名でございますので、太平洋南部会事務規程第5条第1項の規定に基づき、本部会は成立していることをご報告いたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様方におかれましてはご出席をいただきましてありがとうございます。昨年11月に海区互選委員の方々、また本年3月には大臣選任委員の方々が新たに就任され、全ての委員の方々がそろわれて初めての太平洋南部会の開催となります。

このため、議題の初めに部会長及び部会長職務代理者を互選していただく必要がございます。

つきましては、部会長が選出されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局（竹川） 事務局を務めます水産庁管理課、竹川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料ですが、まず本日の議事次第と書いてある資料、ホッチキスで止めてありますけれども、こちらをめくっていただきまして、委員名簿、それから配席図、そして出席者名簿、それから部会の事務規程となっております。こちらが1つ目の資料でございます。そして、その他の資料でございますが、資料1-1と書いてあるキンメダイの絵が描いてある資料、それから資料1-2-1と書いてあるトラフグが描いてある資料、そして資料1-3-1と書いてあるイカナゴが描いてある資料がございます。その他資料2-1のイカナゴの広域漁業調整委員会指示に関する資料というところが今回の資料となっております。

配付している資料は以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局までお申し

つけください。

また、説明の途中でも資料に落丁等ございましたら、その都度、お手数ですが事務局にお申し付けいただければと思っております。

○事務局（岩本） 本日の部会には、国立研究開発法人水産研究教育機構中央水産研究所資源研究センターの上原副センター長、同じく中央水産研究所資源研究センターの伊藤特任部長にご出席をいただいております。心より厚くお礼申し上げます。

それでは、ただいまより議題に移ります。

まず議題の（１）番、部会長等の互選についてでございます。

部会長及び部会長職務代理者の選任につきましては、太平洋南部会事務規程第３条第１項に基づき、委員の皆様の中で互選をしていただきたいと思います。どなたかご推薦等の意見はございませんでしょうか。

○関委員 大臣選任委員の関と申します。

部会長には、各海区の互選委員よりも中立的な視点をお持ちで学識経験委員でもある、資源評価や資源管理の見識も豊富でいらっしゃる北門委員に部会長をお願いしてはいかがでしょうか。

また、部会長の職務代理者につきましては、本部会の主要議題であるキンメダイの漁業にお詳しい静岡県互選委員の鈴木委員を推薦させていただきたいと思っております。

○事務局（岩本） ありがとうございます。

ただいま、関委員から部会長に北門委員を、部会長職務代理者に鈴木委員をとのご推薦がございましたが、これについて皆様にお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（岩本） ありがとうございます。

北門委員、鈴木委員におかれましてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、北門委員及び鈴木委員を初め、皆様の合意が得られましたので、これより先の議事進行につきましては北門部会長にお願いをいたします。

北門部会長におかれましては、部会長席に移動していただき、ご就任の挨拶をお願いしたいと思います。

○北門部会長 ただいま部会長にご選任いただきました東京海洋大学の北門と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

議事進行上、不手際等もあるかと思いますが、円滑な議事運営に努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

部会長職務代理者として鈴木委員も選任されておりますので、鈴木委員にもご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長職務代理者 静岡の鈴木です。

職務代理者ということで微力ながらお手伝いできればと思っています。よろしくお願いいたします。

○北門部会長 鈴木委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、最初に、後日まとめられます本日の部会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。これにつきましては、事務規定第11条により、部会長の私から指名をさせていただくことになっておりますので、僭越ながら指名させていただきます。

海区互選委員からは千葉県塩野委員、それから大臣選任委員からは清水委員、以上お二方に本日の部会に係る議事録署名人をお願いしたいと思います。お二人の委員の方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題（2）の広域魚種の資源管理についてに入ります。

本部会では、資源回復計画以降、引き続き、太平洋南部のキンメダイ、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象魚種としてトラフグ、マアナゴ、シャコ、同じく伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理の取組について検討してきたところでございます。

まずは、1の太平洋南部のキンメダイについてであります。

資源の状況について、中央水産研究所資源研究センターの上原副センター長にご説明をいただき、続きまして、資源管理の取組状況について事務局よりご説明いたします。

質疑につきましては、それぞれの説明が終わった後に一括してお受けいたします。

それでは、資源の状況について、上原副センター長からご説明をよろしくお願いいたします。

○上原副センター長 中央水産研究所の上原です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の1-1-1をご覧ください。

これは、今年度の資源評価のダイジェスト版ということになります。

説明をいたしますと、まず生物学的特性につきましては、キンメダイは非常に寿命が長く、26歳以上と考えられております。左側に地図がございますけれども、これは漁場を示したものです。おおむね生息域が漁場となっておりまして、また産卵場ということでもありまして、関東沿岸から伊豆諸島周辺海域、四国沖、南西諸島周辺海域、小笠原周辺の広範囲にわたっております。

次に、漁業の特徴でございます。

漁業の特徴といたしましては、主に立て縄、底立てはえ縄、樽流しといった釣りで漁獲されております。主に自由漁業、知事許可漁業で、わずかに大臣許可漁業で漁獲されているような状況でございます。

次に、漁獲の動向です。

1 ページ目の下ですね。こちらに漁獲量の推移の図がございます。1975年から2017年まで、県別、海区別に色分けしてございますが、全体としては増減を繰り返すものの、長期的に見ると2001年以降は低い水準にあり、直近年である2017年の全体の漁獲量は5,351トンでした。このうち、関東沿岸から伊豆諸島周辺海域は我が国最大の漁場となっておりまして、約8割を占める4,280トンということでございます。

1枚めくっていただきまして、資源評価の方法になります。

この資源評価の方法については、先ほども申し上げましたように、我が国最大の漁場であり、漁業と生物情報が長年蓄積されている1都3県、すなわち東京都、千葉県、神奈川県、静岡県のデータを用いて資源評価を実施しております。元となるデータは年齢別漁獲尾数で1歳から15歳以上のグループまでのものが1988年以降集計されております。これらをもとに小型魚と成魚、親魚それぞれの動向の指標に合うよう資源量や漁獲の強さの指標である漁獲係数を計算いたしました。

それでは、資源状態についてご説明いたします。

まず資源量については、上の左側の図に青の折れ線で示しておりますが、2000年代前半以降減少傾向にあります。その下に親魚量の図も同様に青の折れ線で示しておりますが、こちらも2000年代前半以降減少傾向にあります。2017年の資源量は2万8,000トン、親魚量は1万7,000トンと推定されました。

加入量につきましては、真ん中の図の左側に赤の折れ線で示しております。2000年以降減少傾向にありましたが、2014年前後に高い値となっております。

一番下の左側の図に示しました再生産成功率、加入尾数を親魚の重量で割ったものなんですけれども、こちらは2013年以降高い値で推移しております。

次に、資源水準ですが、真ん中右側の図をご覧ください。

こちらは1都3県の漁獲の動向を示したものです。この図に示した横向き点線が水準の区分線となります。直近年の2017年の漁獲量は4,280トンですから、現在の資源水準は低位になっていると判断されます。資源動向は、真ん中左側の親魚量の推移を見ておりまして、最近5年間の動向から減少傾向というふうに判断をしております。

続きまして、管理方策です。

資源状態が低位・減少傾向であることから、この減少傾向にある親魚量を増加に転じさせることを管理目標としております。このため、現状の漁獲係数を3割削減して2019年のABCを計算して、Limitとしましては3,500トンと提案をしているところです。

なお、本種の主な漁獲年齢が5歳から10歳ということで、成熟年齢も4歳以降ということから、漁獲係数を大幅に削減しても5年程度で漁獲量が大幅に回復するということは見込めず、資源管理には長期的な視点が必要です。また、寿命が長く漁獲対象となる年齢群も広い範囲であるため、卓越年級群の保護も長期間にわたり漁獲量水準を維持、増大するために有効な管理方策と考えております。

以上です。

○北門部会長 ありがとうございます。

続きまして、事務局より資源管理の取組状況についてご説明をお願いいたします。

○事務局（竹川） それでは、事務局から資料1-1-2に従って説明していきたいと思っております。

キンメダイの広域資源管理でございますが、1都3県、つまり東京都、千葉県、神奈川県、そして静岡県の漁業者により資源管理の取組がなされているところでございます。

関連漁業種類としましては、資料の2にありますとおり、自由漁業である立縄漁業、それから知事許可漁業であります底立てはえ縄漁業、そして太平洋広域漁業調整委員会の承認漁業であります底刺し網漁業、こちらが関連する漁業種類となっております。

資源管理の方向性としましては、3番の2つ目の段落にありますとおり、1都3県の資源管理措置を継続または強化していくことによりまして、漁獲量を現状レベル以上に回復させることを目標としております。



行っている資源管理措置として、4番にありますとおり、関係漁業者の合意のもとで漁獲努力量の削減措置を実施しております。

具体的には、まず1番で立縄漁業、それから底立てはえ縄漁業につきましては、取組内容は右側の四角の部分にありますように、各地の事情により、それぞれ取組を組み合わせ実施をしております。例えば小型魚の再放流や漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定、こういったものを各地区の事情に合わせて今取り組んでいるところでございます。

次のページにいきますが、底刺し網漁業、いわゆる広域漁業調整委員会指示に基づく承認漁業についてですが、こちらにつきましては休漁の設定や、それから小型魚の保護、それから漁具の制限といったものに取り組んでいるところでございます。

こういった資源管理措置ですけれども、現在、関係者間の連携体制というものができ上がっております。それが5番です。

従前より、キンメダイの資源管理は、1都3県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会で議論を重ねておりましたけれども、平成26年からは、この協議会の下に漁業者代表部会というのを設けまして、年に2回、この部会において漁業者の代表者、または行政研究担当者、水産庁、それから水研機構とで議論を重ねております。

本年は、7月に一度、そして先週11月21日に2回目の代表者部会を開催いたしまして、この中で主要漁場での1都3県としての休漁措置の検討や、さらなる資源管理措置の深掘りについて幅広く議論を行っております。このような場の議論を通じまして、関係者連携して議論を進めて資源回復を図っていきたいということが方向性となっております。

○北門部会長 ありがとうございます。

上原副センター長からは資源の状況について、それから竹川班長からは管理の取組状況についてご説明をいただきました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問等ありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○花岡委員 ご説明ありがとうございます。

資料1-1-2のところ質問させていただきたいです。

取組内容のところ小型魚の再放流というのがありますけれども、ざっくりでもどれぐらいの量、あるいは割合のものが再放流されているのか、また特に生きた状態で再放流されるのかというところが1点目。

あと2点目が、その次のページの③、ゴースト漁具というのがありますけれども、これってどれぐらい回収されているものなんでしょうか。お願いします。

○北門部会長 それでは、事務局のほうからよろしくお願いします。

○事務局（竹川） 放流につきましては、各地域の取組ということで、各地域でやっているサイズも違うものですから、実際に何トンぐらい放流したかという数量は今のところ持ち合わせておりません。もしも具体的なお話があれば、実際にキンメの管理を行っておられる鈴木委員や宮川委員に聞いていただくのがよろしいのではないかと思います。

もう一点目である、ゴースト漁具、ゴーストフィッシングの関係ですけれども、こちらでも詳細な情報を持ち合わせていないということで、申し訳ございませんが事務局としては回答できません。

○北門部会長 ありがとうございます。

もし、鈴木委員、宮川委員の方で何か補足がありましたらお願いいたします。

○鈴木委員 再放流の件なんですけれども、要するに市場に水揚げできないようなサイズ、静岡県の場合だと28センチ以下は放流しなさいということになっており、そういうサイズは極力放流するように心がけています。ただ、深海から上げてくるという状況の中で、これは絶対逃がしてももう生きていないなというのは仕方なく船に上げるという状態でやっています。ただ、一番いいのは、その小さいのしか釣れないときをどうするかというのが地元の方で話をしているんですけれども、だから釣らないようにしなければというのが一番の課題だと思います。

○北門部会長 ありがとうございます。

もし宮川委員ございましたら、よろしくお願いいたします。

○宮川委員 神奈川県では、伊豆諸島海域では全長が24センチ以下、東京湾口では22センチ以下だと思いますけれども、それ以下の魚は放流するように取り決めています。

○北門部会長 ありがとうございます。

花岡委員、よろしいでしょうか。

○花岡委員 ありがとうございます。

○北門部会長 その他にご質問等ございますでしょうか。

○関委員 厳しい状況の中で漁業者さんも非常に努力されていると思います。キンメダイ漁家の漁家経営の状況というのは、やはり自粛する部分があればそれだけ厳しさは増すと

思うんですけれども、漁家経営の補填についてはどういうふうな工夫をされているのか、もしそういうことがあれば教えていただきたいと思います。

○事務局（竹川） 事務局からお答えいたします。

当然、資源管理措置を行うに当たって、収入の減少がどうしても発生しますので、水産庁としましては、積立ぶらすという共済関係の制度がございまして、収入に対する減収の補填を行っております。こういった支援策を組み合わせながら、しっかり資源管理の取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○北門部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

○鈴木委員 水揚げに対する補填という部分なんですけれども、今うちの場合だと、100%の加入じゃないんですよね。だから要するに、保険だからお金が発生をするという中で、うちの支所のほうでも強制的に入りなさいということじゃなくて、本人任せということではいろいろ説明会をやっていますけれども、今後やっぱりこういう格好でいろいろな規制をしなければキンメの漁業というのが成り立っていかないとすれば、その辺はもう半ば強制的にやっていかないと、こういう漁業は進めていけないと思うんです。それが私の方の考えなんですけれども、そういう形でとりあえず国の補助という格好で積立ぶらすという、そういう制度があるということは非常に喜ばしいことです。

○北門部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

無いようでしたら、ご議論ありがとうございました。

それでは、議題2-2の伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種に移りたいと思います。

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種については、トラフグ、マアナゴ、シャコについてこれまで検討してきたところです。今回もこれら3魚種について検討してまいりたいと思います。

まずは、資源の状況について中央水産研究所の伊藤部長にご説明をいただき、続いて、資源管理の取組状況について事務局より説明をいたします。

質疑につきましては、資源状況及び管理の取組の説明が終わった後に一括してお受けいたします。

それでは、資源の状況について伊藤部長からご説明よろしくお願ひいたします。

○伊藤特任部長 中央水産研究所の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

まずはじめに、トラフグについて説明いたします。

トラフグは、この系群を含めて東シナ海、日本海、それから瀬戸内海、日本周辺海域に広く分布する魚であります。

生物学的特性としましては、10歳程度の寿命がありまして、雄では2歳、全長で40センチ程度、体重で1.5キロぐらいになりますと成熟し、雌では3歳、45センチぐらい、50センチ近くなって2キロ半ぐらいになってから成熟するという特性を持っております。

生まれた産卵場に回帰するという性質がありまして、各産卵場、日本のいろいろなところにあるんですけども、そういった産卵場から発生したものがそれぞれある程度生物学的に異なった集団を成していると考えられております。このうち、本系群に関しましては、伊勢湾口にある産卵場を主体として発生したトラフグが資源となっております。

漁業の特徴ですが、本系群につきましては、4、5月に伊勢湾口で生まれた0歳魚が伊勢湾内に入りまして、秋から冬にかけて伊勢湾及び三河湾、それから渥美半島外海域で小型底びき網によって漁獲されております。また、おおむね1歳魚の秋になってから伊勢湾口を中心とした、ここに示しました漁場となっている海域でふぐはえ縄の対象となっております。本資源につきましては加入量が不安定でありまして、それを緩和するために古くよりトラフグの人工種苗放流が大規模に行われております。

漁獲の動向につきまして説明いたします。

ここにグラフをお示ししております。1993年から2017年までの漁獲量の推移を示しております。このように増減を繰り返してありまして、2002年には500トンを超えると。非常に豊漁でありました。こういった増減を繰り返しながら、2010年以降につきましては若干不漁が続いてありまして、100トン程度で推移してありまして、2017年の漁獲量は95トンにとどまっております。

次に、資源評価方法です。

本種につきましては、0歳、1歳、2歳及び3歳以上の年齢に分けて、年齢別漁獲尾数を求めまして、それを用いたコホート解析により資源量を推定しております。

1枚めくっていただきまして、資源状態です。

コホート解析によって推定した資源量、それから親魚量につきまして、そこにグラフで示してあります。左側の上の方、青い丸と折れ線で示したのが資源量です。資源量を見ていただくとわかるんですけども、漁獲量と非常に似たような変動傾向を示しております。2017年の資源量は182トン、また親魚量の方も若干ずれはあるんですけども、増減を繰り返しているような変動をしております。2017年の親魚量は52トンと推定されております。加入量、資源量とも非常に大きく変動しております。この系群に関しましては明瞭な再生産関係が見られておりません。ですから右側の上の方の図の赤い丸とラインで示した図にあるように、再生産成功率に関しましては2010年以降低い数値となっております。

資源の水準動向につきましては、資源量をもとに判断いたしております。左側の上の図の点線で2本線を入れておりますが、資源量の最高値812トンとゼロの間を3等分して高位、中位、低位ということで水準を判断しました。これにより、2017年漁期の資源量は182トンとなりますので、水準としては低位です。動向としましては、最近5年間、2013年から2017年の資源量の推移から横ばいと判断しております。

次に、管理方策ですが、資源が低位でありますので、親魚量を増加させることを管理目標として2019年のABCを算定しております。本系群につきましてはF20%SPRという管理基準を持ちましてABCを算定しまして、Limitとしては71トン、それに不確実性を考慮してより安定的な漁獲量が得られる期待される数値としましてABC Target 59トンを提示させていただいております。本系群に関しましては、先ほど申しましたように、親子関係、再生産関係が明瞭でないということはあるんですが、ある程度の親を確保して環境が良くなったときに資源が増大できるように残すことが必要であると同時に、若干漁獲が若齢魚のほうに偏っているという傾向もありますので、未成魚の獲り控えを徹底するという事などで資源管理に取り組む必要があると考えております。

トラフグに関しては、以上です。

続きまして、マアナゴにまいります。

マアナゴですが、生物学的な特性からいきますと、寿命は4歳以上、成熟開始年齢についてはよくわかっておりません。産卵場につきましては、沖ノ鳥島南方の九州パラオ海嶺付近に確認されております。そこから発生したものが大きく回遊して日本周辺に来遊して漁獲対象となっているという状況です。

伊勢・三河湾での漁業の特徴ですが、主に小型底びき網とかごによる漁業が主体となっております。小型底びき網、それから、それ以外にレプトケファルス、ノレソレと言われる稚魚が混獲物として水揚げされておりますが、2016年以降、後ほど説明しますイカナゴの禁漁により現在は混獲がありません。

漁獲の動向です。

漁獲の動向につきましては、次のページにグラフがあります。

左側のグラフは、あなご類としての漁獲です。あなご類の漁獲量は、2000年ぐらいまでは大体600トン、愛知県で600トンから1,000トン、三重県で300～600トンで推移していましたが、その後減少の傾向にあります。左側の図は伊勢湾・三河湾内のアナゴの漁獲量です。これはあなご類の漁獲量から外海の漁獲量を差し引いたもので、これも2000年ぐらいまではおおむね1,000トン以上で推移していましたが、その後減少傾向にありまして、2017年は249トンと低い値となっております。

本種の資源評価方法につきましては、資源量等を推定する手法がまだありませんので、愛知県に水揚げをする小型底びき網の一日一隻当たりの漁獲量を指標値としまして資源状態を判断しております。

その下、黄色の丸と黒い線で示した折れ線グラフです。このように非常に大きく増減をして推移しております。最高と最小の間、これを3等分してそれぞれ高位、中位、低位という基準を設けまして資源水準を判断しており、2017年の資源量指標値の数値は6.0となっております。資源水準としては低位です。また動向としましては、近5カ年の2013年から2017年の指標値の推移を見まして減少と判断しております。

次に、資源水準及び資源量指標値の傾向に合わせて漁獲を行うことを管理目標としまして、2019年ABCを算定しております。本種に関しては資源量に基づくものではなく、資源量指標値に基づいて算定規則2-1によりABCを算定しまして、2019年ABCは157トン、Targetとしては126トンという数字を提示させていただきました。

管理方策のまとめとしましては、先ほど申しましたように、資源指標値の動向に合わせて漁獲を行うこと、それから資源量増加には秋冬漁期の小型魚の保護、再放流が有効であると考えております。

アナゴにつきましては、以上です。

続きまして、シャコです。

シャコにつきましては、寿命がおよそ4歳、成熟開始年齢は1歳で、およそ体長8センチではほぼ全部が成熟すると考えられております。産卵期は5月から9月となっております。愛知県及び三重県における本系群の漁獲は、ほぼ全てが小型底びき網によるものです。現在、2002年に回復計画の対象となりまして、11年の終了後も新たな指針のもとで継続して管理が実施されております。2009年からは、愛知県の小底で産卵親魚の確保を目的として冬期の漁獲制限をしております、これは一日当たりの一隻当たりの水揚げかご数を制限するという事で実施されております。さらに平成29年には、4月以降に大型のシャコのみ水揚げを限定するといったことで小型魚の資源保護も取り組まれております。

漁獲の動向ですが、1970年以降、最大で2,000トンを超えまして、増減を繰り返しながら1990年ごろまで1,000トン前後で推移しておりました。1999年に1,000トンを超えて以降減少傾向が続いておまして、2003年にはそれまでの最低レベルとなった後少し増えましたが、2017年には108トンと過去最低レベルとなっております。

資源の評価ですが、シャコの漁獲の大部分を占める愛知県の主要水揚げ港の小底による曳網1時間当たりの漁獲量、キログラムを資源量指標値としまして資源状態を判断しております。

1枚めくっていただきまして、そこに示した折れ線グラフがCPU Eの変動傾向を示しております。先ほどと同じように、最高値と最低値の間を3等分する形で中位、高位、低位と区分をしまして資源水準を判断しております。2017年につきましては、この指標値が過去最低のレベルであり、資源水準としては低位と判断されました。また、過去5年間の2013年から2017年の資源量指標値の推移から、傾向としましては減少と判断しております。2017年につきましてはこの指標値が非常に低い値となっておりますが、これには別の側面がありまして、不漁から魚種の狙いをシャコから別の魚種に替え、シャコが獲れにくい網に変えたということで、ここまで低い値ではないのではないかと考えております。

管理方策ですが、資源水準が低位、動向が減少であることを踏まえて、資源水準及び資源量指標値の変動傾向に合わせて漁獲を行うことを管理目標としましてABCを算定しております。ABCにつきましては算定規則2-1を用いまして、ABC Limitにつきましては72トン、Targetを57トンとしております。

管理方策としましては、体長10センチ未満、これは漁獲対象とならないサイズですが、漁獲対象とならない小型魚の再放流の確実な実施、それから伊勢湾は、結構夏期に貧酸素

水塊が拡大して、漁場にいろいろ変化が起こりまして、その際にその貧酸素水塊から逃げてきた小型魚が混獲されてしまうということがありますので、漁場利用のルールについても検討が必要であろうと考えております。

以上です。

○北門部会長 伊藤部長、ありがとうございました。

続きまして、事務局より資源管理の取組状況についてご説明をお願いいたします。

○事務局（森） 事務局です。

お手持ちの資料1-2-2をご覧ください。下のページ番号でいうと8ページ目になります。

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象魚種の広域資源管理という資料でございます。資料の内容に沿って説明いたします。

まず1ですけれども、関係県としましては、伊勢湾・三河湾につきましては愛知県と三重県、あとトラフグにおきましては湾外で、静岡県の利用があるというような状況になっています。

伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網全体の貝類を除いた漁獲量をグラフで示しておりますが、かつては1万トン程度で推移していたところ、減少が続いていると、近年ですけれども、特に2010年以降につきましては3,000トン前後で推移していると、そういった状況でございます。

続いて、2番目の関係漁業種類としましては、愛知県、三重県ともにまめ板網などの小型機船底びき網漁業のほか、マアナゴにつきましてはあなご籠、トラフグにつきましてはふぐはえ縄、ほか機船船びき網漁業となっております。

続いて、3の資源管理の方向性、4の管理措置の内容、あわせてご説明いたします。

これらの小型機船底びき網漁業対象魚種の資源管理につきましては、2011年までは資源回復計画のもと行われてきたところでございますが、それ以降は資源管理計画体制に引き継がれて資源回復計画に基づく管理措置も含めて、現在は各県の資源管理計画のもと資源管理が行われているという状況でございます。

トラフグ、マアナゴ、シャコの3魚種ともに共通した資源管理上の課題といたしましては、小型機船底びき網漁業中心に小さなサイズでの漁獲をいかに減らすのかといったことでございます。そのためこれまでも小型サイズの漁獲の防止ということで改良漁具の導入、



つまり網の目合いを大きくするとか、あとは休漁日の設定を行うなどによりまして、資源の回復、漁獲量の増大を目指してきたといったところでございます。

その結果、先ほどご説明しましたとおり、小型機船底びき網漁業全体の漁獲量が全体的に減少傾向にある中、次のページの図の2番目にございますとおり、こちらは小型機船底びき網漁業による3魚種の漁業種類全体に占める漁獲比率を示しているものでございまして、こちらが2001年から2016年にかけて見ますと、増減はありますが、おおむね下がっているというような状況にございます。

続きまして、魚種ごとのくくりで資源管理の取組状況についてご説明いたします。

トラフグにつきましては、資源回復計画に引き続き、小型魚の再放流や種苗放流が行われておりまして、特に小型機船底びき網漁業による漁獲量は資源回復計画に基づく管理が行われた2002年以前と比較しますと、10分の1まで抑制されるなど、徹底した管理が行われている状況にございます。

一方で、他の漁業種類も含め、現在の操業形態では、まだそれでも2歳までの未成魚のうちによくが漁獲されておりまして、先ほどの伊藤部長からのご説明にもありましたが、未成魚のさらなる獲り控えを徹底する必要があるのではないかと考えております。

トラフグの資源管理につきましては、これまで県ごとの漁業者協議会により、操業期間ですとか、漁法体長制限などの制限措置が行われてきたところでございまして、昨年2月には初めて静岡県を含めたトラフグ関係3県が集まりまして、資源状況あるいは管理のあり方などについて意見が交わされたところでございまして、こちらにつきましては今後とも継続的に開催される予定であるとのことにございますので、状況を注視していきたいというふうにございます。

また、マアナゴにつきましては、小型魚の再放流の設定や小型機船底びきによる目的操業の禁止などの措置が行われております。しかしながら、再生産が湾外からの稚魚の流入に頼っておりまして、卓越的な発生も見られず、低位水準というのが続いていると考えております。

そのような中、愛知県ではアナゴ籠や小型機船底びきの目合いを拡大した改良漁具の効果に関する調査も進めておりまして、引き続き漁業者の説明、普及に当たっているというふうにございます。

また、シャコにつきましては、こちらはほぼ小型機船底びき網で利用されている資源で

ございますけれども、冬期の漁獲量制限などが行われているところでございますが、こちらも夏場の貧酸素水塊の発生などに伴う漁場環境の悪化もございまして、資源の大きな回復には至っておりません。そのような中、一部地区では従前の取組に加え、4月以降、小型のシャコを水揚げの自粛を行うなど、独自の措置を強化しているというふうな状況にございます。

いずれの資源におきましても、資源の回復に向けては小型魚獲り残しを主体とした現在の取組の継続と、あと特に国や水研が行う資源評価によって、さらなる小型魚の獲り残しが必要と判断されているトラフグにつきましては、現状以上の管理の強化が望まれる状況にあると考えてございます。

最後のページになりますけれども、10ページ目です。

平成30年度の資源管理の取組状況についてまとめてございます。

トラフグ、マアナゴにつきましては体長制限、マアナゴにつきましては、そのほか小型機船底びき網漁業による目的操業の禁止、その他小型機船底びき網漁業、あなご籠の一部におきましては漁具、目合いの拡大、シャコにおきましては産卵親魚の保護を目的とした漁獲量制限の実施、ほか各漁業種類におきまして地域ごとに休漁措置をそれぞれ継続して行われております。

また、トラフグの種苗放流につきましても継続して行われている状況でございまして、平成30年度実績としまして3県合計で54.4万尾が放流されているというふうになっております。

そのほか、伊勢・三河湾岸におけるトラフグの措置といたしまして、操業禁止期間の設定やふぐはえ縄漁業におけるさまざまな措置、小型機船底びき網漁業による体長制限がそれぞれ継続して行われております。

説明は以上です。

○北門部会長 ありがとうございます。

トラフグ、マアナゴ、シャコ3種の資源状況及び資源管理への取組についてご説明をいただきました。

それでは、ご質問等ありましたら承ります。いかがでしょうか。

○花岡委員 すみません、ご説明ありがとうございます。

最後のページ、質問させていただきたいです。2点あります。

1つ目は、産卵親魚の保護というところで、シャコ以外のところはどのような産卵親魚の保護をされているのかということと、あと2番目の稚魚の放流ですね。これも資源管理に向けての効果、成果というのはどういうものがあるのか、もしデータなどをお持ちでしたら教えていただけますでしょうか。

○北門部会長 2点質問がございましたけれども、いかがでしょうか。

○事務局（森） 産卵親魚の保護につきましては、特段それを目的とした措置というものは行われておりません。こちらの資源管理の取組の考え方としましては、小型魚を保護して親魚まで残そうということで行われております。特にトラフグにおきましては、親魚になるのが雄でしたら2歳以上、雌でしたら3歳以上となつてございまして、ですから2歳までの漁獲を抑制することで親魚を残そうという措置が行われているところです。特にトラフグにおきましては、2歳までの漁獲というのが全体の9割以上を占めているという状況でございますので、何とか親魚を増やしたいということで取組が進められてございます。

あと2番目の質問、放流の成果ですよね。放流の成果につきましては、資源評価のダイジェスト版の2ページ目のところに、人工種苗の大規模放流が行われているということで記載されてございまして、2017年漁期の混入率、漁獲量全体に対する種苗放流の起源の魚というのが17%、あと添加効率ですから、放流した種苗の数に対してどれだけ漁獲されているのかという割合につきましては、0.046ということが数字として示されております。

○北門部会長 よろしいでしょうか。

もし他にご質問ありましたら、よろしくお願ひいたします。

お二人手挙がりしましたけれども、では塩野委員からよろしくお願ひします。

○塩野委員 皆さん漁業者の方々大変ご苦労されてこの資源管理を進めていると思うんですけども、この3種の漁獲量を見てみると、これは通常のやり方で何かができるという話じゃないんじゃないかと。みんな一生懸命やっても減っているというのは、東京湾でも同じなんですけれども、もう獲り控えですとか大きさですとかという話じゃなくて、環境そのものじゃないかなと思うんですね。特に伊勢湾・三河湾のイカナゴについては、水温で非常に厳しいという結論で今禁漁になっています。そのような観点からの指摘というんですか、貧酸素水塊を無くすというわけにはいきませんから、本当にこのまま指導を漁業者に強いていっていいのかと。もっと違うものに変えていくことが必要ではないのかどうか、そこら辺の検討というのは、異常に減っているなど思うので。これは伊勢湾・三

河湾だけじゃなくて、東京湾も同様ですから、そのように感じました。どうお考えなんですか。

○北門部会長 どなたかお答えいただけますでしょうか。事務局いかがでしょうか。

○事務局（竹川） 事務局の方からお答えします。

資源状況が非常に悪くなっている中で、この今の取組がなかなか効果が出ていないんじゃないかというところもご指摘かと思いますが、この水産資源というのは環境の影響というのは非常によく受けるというのは当然皆さんご存じのとおりのものだと思っております。一方で、北部会でもお話がありましたけれども、一定程度親を残さないと、環境が良くなったときに資源が増えていかないので、現状のように資源管理措置をしっかりとやっていくことが重要だというのは水産庁としては変わらない方針でございます。

ただ、今の取組が本当に効果をあげているのか、良いのかどうかというところは、毎年度こういった資源評価や取組の内容の精査といったことを繰り返しながら、より良い管理を目指していくことしかないと思われている次第です。

○北門部会長 ありがとうございます。

○船越委員 先ほどの資料1-2-2に、底びき漁業全体の漁獲量推移が出されておりました、2001年以降大体減少傾向だというご説明がございましたけれども、私が地元の代表として出てきていまして、地元の漁業を見ていますと、漁獲量というのは大体全体の資源量って私は横ばいではないかと思っているんです。確かに、かつては1万トンの漁獲があった年代もあります。ただ、1987年から2017年、30年間の漁獲努力量というんですか、延出漁隻数、これ見てみますと、大体30年間で38.4%まで減っているんですね。ですから、半分以下になっているわけですね。ですから、隻数それから出漁日数も含めた漁獲努力が相当減ってきている中でこのような減少傾向が見られているということで、そういう操業努力ということを考えて補正しますと、伊勢湾・三河湾の底びき漁業全体の漁獲量というのは減少ではなくて、私の感覚では横ばいだと思います。

それから、先ほど今の資源管理の方法でいいのかというご意見もありましたけれども、今回トラフグ、マアナゴ、シャコにターゲットを絞って資源評価をやっているわけですが、ただ、現実に市場に上がってくる魚介類というのは大体100銘柄ぐらいあるわけですね。100銘柄のうち3つを取り上げて増えているのか減っているのかという議論を今やっているわけですが、トータルしますと、先ほども言いましたように減ってはい

ないと思うんですね。それで、時代時代によってシャコやアナゴが減る時代は、他の例えばヒラメが増えたりということで、100銘柄ぐらいがお互い補いながらトータルの底びき漁業を大体横ばいに維持しているというのが漁業の現状だと思うんですね。その中で共通してやっぱり私が重要だと思うのは、親を残すということは原則非常に重要だと思うんですけども、やっぱり小型魚を残してマーケットサイズにして漁獲をするという、そういう付加価値を上げる操業努力というのがやっぱり、成長乱獲という言葉を使っているらしいですけども、その成長乱獲の抑制というのがやっぱりどんな魚種、どんな時代においても必要な資源管理の有力な方法でもありますし、そうしたことを漁業者の方は一生懸命やっておりますね。ですから、今のままでそういう点ではいいと思うんですけども、ちょっと親の管理となるとこれは非常に難しいと思います。

最後に一点だけ、漁業者の方は非常にいろいろなことをやっているんですけども、じゃそれで現状いいのかということでは、トラフグについて見ますと、私はやっぱり大きな問題は、漁獲のピークと需要のピークが非常にずれているということですね。10月に解禁して、解禁後、短期間にもうその年の漁獲の8割とかとってしまうと。ところが、需要のピークはその後に来るんですね。ですから、漁獲のピークと需要のピークのずれをいかになくしていくかということは、最近始まっています静岡、三重、愛知3県の漁業者がこれからやっぱりしっかり議論してほしいと思います。トラフグを10トン獲っていた時代というのは大体単価が1万5,000円ぐらいしていましたがけれども、50トンになったら5,000円になるんですね。ですから、漁獲量は5倍になっても単価が3分の1になってしまって、手取りとしては漁獲が5倍になっても1.7倍ぐらいしか増えていないという、漁業がもうかることが使命であるにもかかわらず、そういうまだまだ問題があるということ、そういうことで資源管理は重要なんですけども、やっぱりどういうふうに付加価値を上げて収入を上げていくかという観点では、まだまだ漁業者の方はやるべきことはたくさんあるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○北門部会長 ありがとうございます。

お二方の委員から貴重な意見を頂戴したかと思えます。3種とも残念ながら中長期的に見て低位水準ということで、しかも見方によりますけれども、2種については直近減少傾向という状況でした。トラフグに関しては資源量の情報があるということですが、

その他2種に関してはCPU Eによる資源量の動向しかないということで、これから先の調査研究の拡充についてもぜひご検討いただければと思いますし、塩野委員からありましたように、環境のインパクト、それから船越委員からもありましたが、魚種組成の変化、相互作用、そして付加価値をつけていく意味での管理の方針、いろいろご意見いただきましたので、しっかり議事録に残して、将来の検討課題にさせていただきたいと思います。

それでは次に、議題（2）－3の伊勢湾・三河湾イカナゴについてであります。

伊勢湾・三河湾のイカナゴについては、急激な資源状況の悪化に伴い、2016年以降は3年間に及ぶ自主休漁が行われたところであり、資源状況が心配されるところでございます。

まずは、資源の状況について中央水産研究所の伊藤部長にご説明をいただきまして、続いて、資源管理の取組状況について事務局よりご説明をお願いいたします。

質疑につきましては、先ほど同様に、ご説明が終わった後に一括してお受けいたしたいと思います。

それでは、資源の状況についてご説明よろしくをお願いいたします。

○伊藤特任部長 引き続き、イカナゴにつきまして説明させていただきます。

イカナゴの伊勢湾・三河湾系群ですが、寿命としましては2歳から3歳、成熟開始年齢は1歳でほぼ100%が成熟するとなっております。特にイカナゴには特徴的な生態がありまして、夏になると砂にもぐって寝る、つまり夏眠します。

漁業としましては、主な漁獲対象としてシラス、稚魚が2～3月、それから4～5月に少しそれが大きくなった幼魚が船びき網によって漁獲されております。全漁獲量の90%以上がこの2、3月の当初の開始後に水揚げされるということです。

それから、本系群につきましては、2007年以降、20億尾以上を獲り残す日を終漁日とすると決められておりました。こうして実効的な資源管理が実施されてきたわけなんです、2016年から2018年につきましては、漁期直前の調査で魚群が極端に少ないことが確認され、愛知県、三重県両県の漁業者代表会議によって親魚を保護して資源を回復させる目的で禁漁となっております。

漁獲の動向です。

漁獲量のグラフを示しておりますが、その文章にあります、グラフより少し前のところで一旦2万7,000トン台という比較的大きな漁獲がありました。その後急激に減少して、その後はグラフを見ておわかりのように、非常に大きく増減を繰り返しながら推移をして

きたという状況です。そして2016年以降は、禁漁となったことから漁獲量はありません。

資源評価に関しましては、動向と水準の判断については、2015年までの過去30年間にDeLury法という方法によって求められた加入尾数とその推移を用いて判断しておりました。

1 ページめくっていただくとグラフが3つあります。その左側の一番上ですね。それがDeLury法によって推定された加入尾数の推移を示しております。1992年に非常に突出した値がありますので、この突出した値を入れてやりますと、多くの年が低位になってしまうということがありまして、それを除く最高と最低の間を3等分する形で水準を判断しております。

2016年から2018年に関しましては禁漁になっておりますので、漁期中に漁獲データを用いましたDeLury法で加入尾数を推定するのが不可能となりました。このため、漁期直前に行った新規加入量の調査結果を用いて、それを資源量指標値として2015年の加入尾数を基準として比較を行いまして、2018年の資源の水準と動向を判断しております。

2015年までの数字ですが、加入資源尾数につきましては14億尾から1,028億尾の間で70倍以上の変動幅を持って変動しております。禁漁直前となった2015年は89億尾と低い水準となっております。

その下のグラフ、再生産成功率を示しておりますが、これも大きく増減をしながら推移しておりますが、禁漁直前の3カ年につきましては減少を続けているという状況です。

それから、近年の分を含めた資源量の指標値ですが、これは右側の図になります。2015年から2017年まで減少を続けており、2018年に至っては、新規加入量調査で稚魚が採集されなかったということで、現状では2018年の値は計算不能となっておりますが、この動向を見まして資源は減少と判断しております。

管理の方法としましては、計画上、親魚量を20億尾以上確実に残すということで管理方針を立てております。2016年から18年は3年連続で禁漁となっておりますので、こうした加入尾数とか漁獲物のデータが得られておりませんので、2019年のA B Cは現状算定不能となっておりますので、下の表にありますように横棒で示しております。

この減少要因に関しましてはいろいろ言われていますが、夏眠前にシラスの不漁によって捕食された、あるいは高水温で肥満度が低下した、あるいは夏眠期には高水温で減耗が多かったとか、黒潮等の影響で湾口部にある産卵場から湾内への移送の過程でいろいろ何か障壁があったんではないかということが推定されておまして、これについてはまだ確

定的なものは得られておりません。今後、調査等を通じて関係県の方々と情報交換して継続して解明に当たる必要があると考えております。

以上です。

○北門部会長 伊藤部長ありがとうございました。

続きまして、事務局より資源管理の取組状況についてご説明をお願いいたします。

○事務局（森） 事務局です。

ちょっと時間も短くなってきたので手短に。

伊勢湾・三河湾のイカナゴの広域資源管理についてなんですけれども、先ほどからご説明ございましたとおり、毎年、漁期中に漁獲しまして20億尾を獲り残すという措置が行われてきましたが、残念ながら2016年以降自主休漁ということで行われてきている状況にございます。ちょっと資源が減少した原因も不明なところではございまして、全面的な自主休漁という、最大限の資源管理措置を行っているものの資源が回復しないという状況になっております。

ただ一方で、このイカナゴの伊勢湾・三河湾系群は、これまで親魚の量が少なくても再生産成功率が大きく変化して爆発的に資源が増加するという現象も確認されてございます。ですから、今後、資源が回復する可能性も示唆されているということですので、今後とも資源の状況については注視してまいりたいと考えております。

あと一言、4ページ目になります。

伊勢湾・三河湾の広域資源管理に基づく平成30年の取組状況ということなんですけれども、措置の上から2番目のところでは。

親魚保護のための保護区の設定のところに書いているんですけれども、操業自粛のため設定を要さなかったとありますが、ただ、イカナゴを混獲する可能性のある機船船引き漁業につきましても、伊勢湾・三河湾を4月30日まで、その後、伊勢湾北部と三河湾については6月10日まで操業自粛が行われているということで、他の漁業も協力しながらこういったイカナゴを獲らないような措置というものを続けているという状況にございます。

以上です。

○北門部会長 ありがとうございました。

それでは、ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

○船越委員 イカナゴは今年で3年間全面禁漁ということで、業者は非常に今厳しい状況



にあります。振り返ってみますと、この資料1-3-1の左下に図がございますけれども、40年前の1980年前後に5年間不漁がありました。そのときの状況証拠としては、1点としてマイワシが大豊漁であったということ、2点目は黒潮が大蛇行していたということ、それから3点目は、当時は伊勢湾・三河湾の富栄養化の時代です。最近の2016年以降の不漁ですけれども、1番目のマイワシの豊漁という点では一致しています。それから2番目の黒潮大蛇行という点でも一致しています。ところが、かつての大不漁の時代の富栄養化の時代ということではなくて、逆に今は非栄養化の時代ですね。ですから、冬場を中心に非常に透明度が高く、餌が少ないという状況があります。この点がかつてのように5年間不漁があったんですけれども、その後回復したという、こういうシナリオが成り立つのかどうかという点を今注目しております。愛知県、三重県、今精力的に調査研究をやっているわけですが、いろいろデータを見せていただきますと、成長とか夏眠とか産卵とか、全ての生活サイクルの中でマイナス要因が優勢になっておりますので、このままでは多分資源は増えることはないだろう。ただ、どこかの段階でプラス要因がちょっと優勢になってくれば、再びかつてのように資源は復活してくるという思いで今おります。ただ、以前の40年前の不漁と非常に今状況は似ております。1点だけ違うのが富栄養化に対して今非栄養化ということで、親の成長が非常に悪いというのが非常に気になるところでございます。

○北門部会長 ありがとうございます。貴重なご見解共有いただきまして誠にありがとうございます。

他にないでしょうか。

2007年以降、残存資源量が20億尾に達した段階で終了になるとか、あるいは様々な資源管理の取組についてしていただいているわけですが、なぜこのようになかなか回復しないのか、あるいは何がディスターブしているんだろうとか、そういうふうな研究的な要素も必要だと思いますし、いろいろ検討していくべきことは多いかと思っておりますので、この点についても記録を残しながら今後の検討課題にさせていただければと思います。また、先ほどの残存資源量につきましても、20億尾に達したらという、どれだけの精度でそれが言えているのかということも過去にさかのぼって精査をしていくとか、いろいろ検討する必要もあろうかと思っております。

では次の議題に移りたいと思います。

次は議題（3）ですけれども、伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について入りたいと思います。

事務局よりご説明よろしくお願ひいたします。

○事務局（森） 事務局です。

資料2-1をご覧ください。

委員会指示についてです。こちらの委員会指示の発出は、次2時半から行います広域漁業調整委員会の本委員会のほうで行うものでございますが、南部会で扱う資源でございますので、本委員会に委員会指示を諮るかどうかについて、まずはこちらの南部会でご審議いただきたいと思ひます。先ほどからご説明しておりますとおり、本系群の資源管理といたしましては、当歳漁の残存尾数が20億尾を下回らないような管理を行っていたところでございます。この獲り残し措置に向けて両県の漁業者による協議によって終漁日が決定されているという状況にあります。

このイカナゴでは毎年夏に親魚量の調査が行われておりますが、今年の夏の親魚調査につきましても、去年よりも親魚が獲れている量というのが非常に少ないということが報告されており、来年度も禁漁が危ぶまれる状況ではございますけれども、かつて過去に少ない親魚資源量から爆発的に資源が回復した事例もございます。そのため、操業が再開された場合に備え、地元のとり残し措置を担保し、自主的措置が確実なものとなるよう委員会指示による担保措置を継続することで、これまでの資源管理の取組を確実なものとしたという内容でございます。

委員会指示の内容につきましては、次のページにお示ししております。

変更箇所は、年月日の時点修正のみでございまして、内容につきましては従前と同様というものになってございます。来年の操業再開も期待しつつ、本委員会指示の発出を本委員会に諮るかどうかが審議をお願いいたします。

○北門部会長 ありがとうございます。

まず、ご質問等ありましたら承ります。

ないようでしたら、先ほどの説明にもございましたけれども、資源の回復を期待しまして、その自主的な措置を担保するという意味で毎年この措置をとっているものですが、よろしければ、この委員会指示第30号につきまして本部会の上承を得られたということで、この後開催されます本委員会にお諮りすることとしたいと思ひますが、皆様いかがでしょ

うか。

(「異議なし」の声あり)

○北門部会長 ありがとうございます。

異議がないようですので、本委員会指示については、この後開催されます本委員会にお諮りすることとしたいと思います。

それでは、議題その他ですけれども、特に報告事項はこちらからございませんが、せっかくの機会ですので、皆様方から何かご意見等ありましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特段ご意見がないようですので、これにて本日の議題を全て終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、引き続き次回の委員会の開催予定について事務局よりご説明お願いいたします。

○事務局（竹川） 事務局よりご説明いたします。

本部会につきましては、ここ数年、年1回秋の開催となっております、次回の開催予定といたしましては、緊急の開催の予定がなければ、来年、2019の秋ということになります。具体的な日時と場所につきましては、開催時期が近づきましたら、部会長並びに各委員の皆様のご都合を伺いつつ決めていくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

○北門部会長 ありがとうございます。

次回の部会につきましても、委員の皆様、引き続きご出席くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の部会はこれにて閉会したいと思います。

委員各位、それからご臨席の皆様におかれましては議事進行へのご協力及び貴重なご意見をありがとうございました。

なお、議事録署名人として指名させていただきました千葉県の塩野委員、それから大臣選任委員の清水委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、ご署名をよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして太平洋広域漁業調整委員会第27回太平洋南部会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 2時14分 閉会